

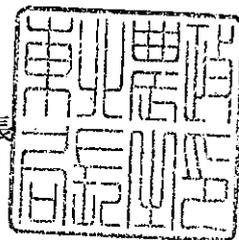


29北振第2387号

平成30年4月4日

岩手県知事 殿

東北農政局長



水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について

このことについて、別紙写しのとおり、平成30年3月30日付け29農振第2702号をもって、農林水産事務次官から通知がありましたので、御了知の上、本事業の適切な実施につき御配慮をお願いします。





29農振第2702号  
平成30年3月30日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について

この度、水利施設等保全高度化事業について、別添のとおり水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）が定められ、平成30年4月1日から施行することとされたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

